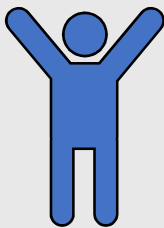


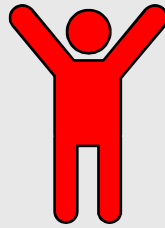
中原区市民提案型事業 令和6年度募集案内

中原区内であなたが「やりたい」ことを提案してみませんか？
あなたの「やりたい」が、たくさんの人とコミュニティをつなぎ、中原区のパワーにつながるかもしれません。

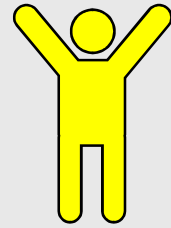
好きなことで
つながる場を作りたい！



地域で講座を
開きたい！



今の活動を
発展させたい！



主な支援内容

- ・事業費の支援（負担金交付）
- ・地域メディアへの情報提供やチラシ配布などの広報支援
- ・庁内関係部署・関係団体の紹介
- ・日々の活動へのアドバイス 等

各コースの募集期間

- ①スタートコース ⇒ 令和6年4月8日（月）～募集開始
- ②ステップアップコース ⇒ 令和5年11月1日（水）～12月1日（金）
（募集を締め切りました。）

中原区役所企画課へ御相談ください！



1 中原区市民提案型事業とは

地域の団体が中原区内で**やりたいこと（事業）を提案**し、行政の応援を受けて実現に向けて取り組むものです。

事業の例：地域に開かれたスポーツサークルの立ち上げ
仲間や参加者を増やすための勉強会・講習会の開催 等

2 提案できる事業

- (1) 地域課題の解決又はニーズに資するものか、仲間づくりや地域コミュニティづくりに資するもの
- (2) 年度内に事業が完了するもの

提案にあたっては、事業計画を立てるとともに、具体的な活動内容を提案してください。また、**次のいずれかに該当する事業は、本提案型事業の対象外です。**

- (1) 区が業務を所管していないもの
- (2) 区で既に行っている事業
- (3) 提案した団体が現に実施している事業。ただし、ステップアップコースの継続（2年目、3年目）を希望する場合はこの限りではない。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (7) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の補助金等を受けているもの
- (8) 公序良俗に反するもの

3 提案コースの概要と提案できる団体

Let's Start!!

Let's Step Up!!

	 スタートコース	 ステップアップコース
概要	これから活動を始める又は始めたばかりの団体の事業を応援するコースです。	今の活動を広げるための新たな挑戦を応援するコースです。
募集期間	令和6年4月8日～募集開始 ※予算上限額に達した場合は募集を終了します。	令和5年11月1日から12月1日まで ※募集を締め切りました。
提案できる団体	活動開始1年未満の団体 (これから活動を始める団体を含む)	おおむね1年以上の活動実績があり、かつ自立している又は目指している団体
市負担金上限額	10万円	1年目 50万円、2年目 30万円、 3年目 20万円
提案回数	1回のみ	継続して3回まで
審査方法	書類審査のみ	書類審査 + 公開プレゼンテーション審査

提案団体は、上記のコース別団体要件に加え、次の要件を満たす団体であることが必要です。

- (1) 中原区内に活動拠点を有する団体又は中原区内を対象地域として事業を行える団体であること
- (2) 団体の運営に関する規則等を備えている又は備えようとしている団体であること
- (3) 予算及び決算を管理している又はしようとしている団体であること
- (4) 区長及び市民提案型協働事業審査委員会の委員が所属していない団体であること
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(6)又は(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと
- (9) (6)～(8)を確認するため、川崎市が申請様式に記載された個人情報に神奈川県警本部に照会することについて同意すること
- (10) 公序良俗に反しない団体であること

4 中原区役所のねらい

中原区役所は、市民提案型事業を通じて、区内での「やりたい」が実現していくことで、新たなコミュニティの創出や、既存市民活動団体の活動が活性化につながり、**地域内のつながりや地域への愛着**などが生まれてくることを期待しています。

また、「やりたい」が実現していくことで様々な主体による中原区のまちづくりがさらに進むものと考えています。



「やりたい」ことが実現して、仲間が増えた。仲間の絆が深まった。

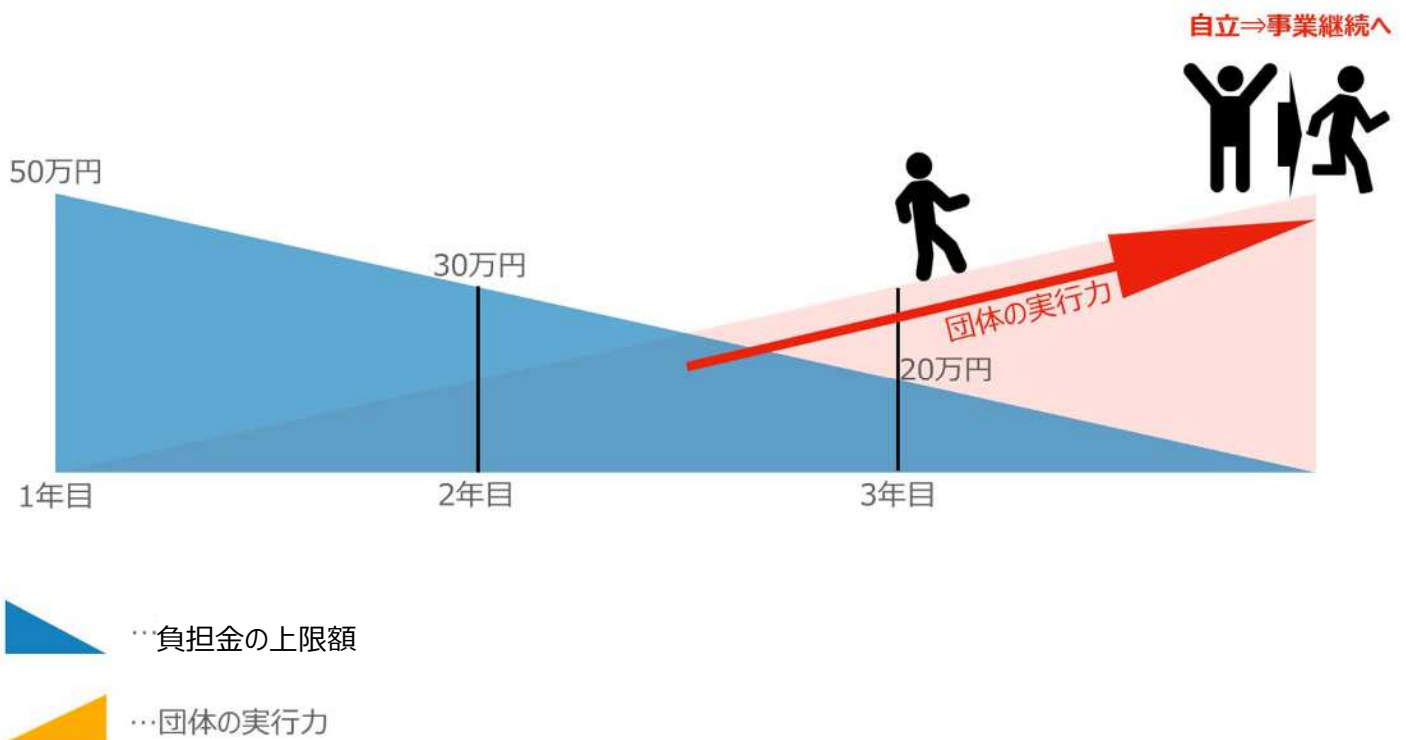
中原区で「やりたい」ことに挑戦する人が増えた。

市民提案型事業終了後も活動を続けてください！

市民提案型事業終了後も、自立して事業を継続していただきたいと考えております。

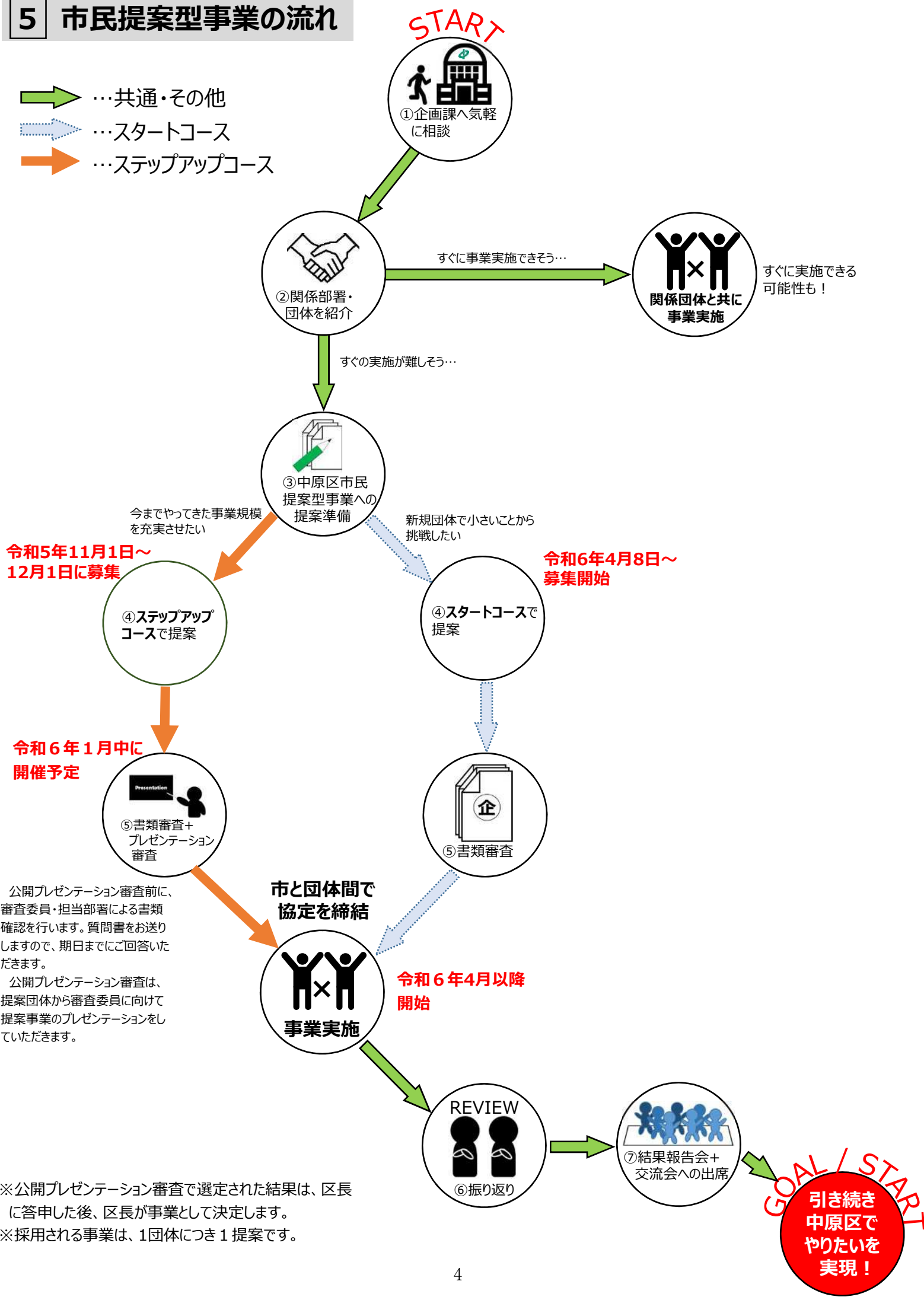
そのため、ステップアップコースは継続しての提案を3年までとし、負担金の上限額も年々少額になっていく仕組みを採用しています。

市民提案型事業をとして事業実施する際は、「自分達だけで継続していくにはどうしたらいいか」も考えて事業実施してください。



5 市民提案型事業の流れ

- …共通・その他
- …スタートコース
- …ステップアップコース



令和5年11月1日～12月1日に募集

令和6年4月8日～募集開始

令和6年1月中旬に開催予定

令和6年4月以降開始

公開プレゼンテーション審査前に、審査委員・担当部署による書類確認を行います。質問書をお送りしますので、期日までにご回答いただけます。
公開プレゼンテーション審査は、提案団体から審査委員に向けて提案事業のプレゼンテーションをしていただけます。

※公開プレゼンテーション審査で選定された結果は、区長に答申した後、区長が事業として決定します。
※採用される事業は、1団体につき1提案です。

6 応募方法

スタートコース



【募集期間】

令和6年4月8日（月）～ 募集開始

※予算上限額に達した場合は募集を終了します。

※事業開始日の目安は、申請日から概ね1カ月後となります。

申請書に不備がある場合等は事業開始日が遅れる可能性があります。

【提出書類】

- ①中原区市民提案型事業企画提案書（第1号様式）
- ②事業経費積算書（第2号様式）
- ③団体概要書（第3号様式）
- ④団体に関する確認書（第4号様式）
- ⑤団体の定款、規約など（任意様式）

【提出期限】

随時（先着順）

ステップアップコース



【募集期間】

令和5年11月1日（水）～ 12月1日（金）

※募集を締め切りました。

【提出書類】

- ①中原区市民提案型事業企画提案書（第5号様式）
- ②事業経費積算書（第2号様式）
- ③団体概要書（第6号様式）
- ④団体に関する確認書（第7号様式）
- ⑤団体前年度収支決算書（任意様式）
- ⑥団体の定款、規約など（任意様式）

【提出期限】

令和5年12月1日（金）（必着）

共通

提出書類は担当窓口（中原区役所まちづくり推進部企画課）、区ホームページにて配布中。

※区ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000155089.html>



【提出方法】

メール、FAX又は直接持参のいずれかでご提出ください。

※提案事業が採択された場合、協定締結までに代表者の本人確認をさせていただきます。

【提出先・お問い合わせ】

〒211-8570

川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所4階

中原区役所まちづくり推進部企画課

電話：044-744-3149 FAX：044-744-3340

E-MAIL：65kikaku@city.kawasaki.jp

【受付時間】

8時30分～17時00分(12時～13時、土日祝日・年末年始を除く)

7 その他

●事業内容の広報

選考過程や事業実施の公平性・透明性を高めるため、提案された事業の概要・提案団体名・事業の実施状況・実施結果等を区ホームページなどを通じて広報します。また、事業の写真などを掲載する事もありますので、ご了承ください。

●事業評価及び報告会

事業完了の日から30日以内に、事業の実施結果の自己評価及び完了報告をしていただきます。また、区役所が開催する報告会（令和6年7月予定）に出席し、事業の概要や実績を報告していただきます。

Q1 中原区市民提案型事業の位置づけは（共通）

A1 中原区市民提案型事業に提案された各事業は、区ホームページや市政だより（中原区版）などの広報媒体を通じ、その取り組み状況や成果を積極的に公開していきます。これにより、各事業の内容や手法が、他の地域や団体に広まり、区内全体で様々なチャレンジが生まれる機会を増やすことを目指しています。

Q2 現在、団体で取り組んでいる事業は提案できないか（共通）

A2 提案団体や、区域内で区や他の市民活動団体などが既に取り組んでいる事業は原則として対象外となります。（ステップアップコースの継続（2年目、3年目）を希望する場合は対象。）しかし、新たな視点や手法などによる事業展開が含まれる提案については対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

Q3 団体を作り直し今までと同じ活動をしていこうと考えているが、新規団体扱いになるか（共通）

A3 今まで活動していた団体と同一団体と見なします。これは、一つでも多くの団体に市民提案型事業を活用し、地域課題の解決やコミュニティづくりを行ってほしいためです。

Q4 区役所からはどのような伴走支援を受けられるか（共通）

A4 広報面では、かわさき市政だより（中原区版）で団体紹介やイベント情報等を掲載できるほか、なかはらメディアネットワーク（※）への情報提供も行えますので、各メディアから情報発信できる可能性もあります。その他、会場確保する際の担当部署との橋渡しや、日々の運営に関する相談なども受けられます。

（※）参加メディア：イツツ・コミュニケーションズ・かわさきFM・タウンニュース（中原区版）

Q5 負担金とはどういうものか（共通）

A5 負担金とは、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものをいいます。

Q6 団体の運営に関する規則等を備えようとしていることとは？（スタートコース）

A6 活動を始めるまでに、団体名簿を作成するとともに、団体の運営に関するルール（規約）を書面で備えてください。

Q 7 予算及び決算を管理しようとしていることとは？(スタートコース)

A 7 様式は任意で構いませんが、活動中の収入・支出について書面で帳簿を作成するとともに、団体における管理のルールを決めておいてください。

Q 8 複数年度に渡り事業を行いたい(ステップアップコース)

A 8 区では、限られた予算の中で、様々な団体を応援していきたいと考えています。

このため、ステップアップコースでの事業は単年度を原則としますが、翌年度も継続して実施を希望する場合は、年度毎に提案していただき、審査を行います。この場合、同一事業の実施は3年間を限度とします。

※ 翌年度も継続して提案する際は、前年度事業の実施結果や反省を踏まえた効果的な事業の運営や経費の節減、団体の役割の見直しなど、継続事業として評価できる点を提案内容に盛り込んでいただきます。

※ 原則、通算で3年間の事業実施を上限とします。

9 事業経費の考え方

事業の経費として計上できるのは、提案する事業の実施に必要な次の項目の経費です。

各項目の考え方、基準を示していますので経費積算の参考としてください。

①	項目	事業実施のために雇う活動スタッフ等の人件費
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・参考 神奈川県最低賃金（令和5年10月1日発効）：1,112円（時間額） ※ 団体構成員（役員含む正会員等）に対する人件費の計上は、提案団体の日々の活動内容及び提案される事業内容からその可否を判断します。 ※ 交通費は実費を別途計上できます。
②	項目	講師・専門家、出演者等への報償・謝礼
	基準	<p>報償・謝礼を得ることを主目的とした提案はできません。そのため、事業経費の大部分を報償・謝礼で構成する提案は認められない場合があります。具体的な金額は事業内容によって異なりますので、詳細は御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業経費計算書には予定している講師や講演時間等を明記してください。 ※ 遠隔地から講師を招へいする場合等においては、その往復分の交通費実費相当額を加算することができます。
③	項目	会議開催通知や資料送付に必要な切手代等
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な使用見込みに基づき計上してください。
④	項目	チラシ・ポスター及び報告書の作成費や印刷費
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開催周知や事業実施報告書及び事業目的として作成する報告書の作成用の経費です。 ※ 事業経費積算書には、チラシ等の内容、単価、数量等を記載してください。 ※ 広報に際しては、市の広報（市政だより中原区版、中原区ホームページなど）が活用できます。8FAQのQ4を参照。
⑤	項目	消耗品等の購入費
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な材料・消耗品等の経費が対象となります。 ※ 事業経費計算書には、事業の内容、単価、数量等を記載してください。 ※ 消耗品の基準は1つあたり最大2万円とします。 ※ 備品（高価若しくは耐久性のある器具等）の購入は対象となりません。 ※ 本事業の契約書に添付する印紙は対象となりません。
⑥	項目	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識、技術等を要する調査・分析、コンサルタント業務など外部に依頼する場合の経費が対象となります。 ※ 原則として事業の再委託はできません。ただし事業の一部について、あらかじめ区が認めた場合はこの限りではありません。

⑦	項目	会場等の使用料、機材等の賃借（レンタル）料等
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打ち合わせや事業当日の会議室、ホールなど、事業実施に伴う会場の使用料が対象となります。 ・ 事業で使用する機材（テントなど）のリース、レンタル料や機材運搬に使用する車両のレンタル料などの経費も対象とします。 ※ 提案事業に係る打ち合わせ等については、区役所会議室の貸し出しも行っていきます。ご利用いただく条件がありますのでご確認ください。
⑧	項目	保険料等
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のために加入する行事保険やボランティア保険などの保険料が対象となります。

※ 個人の受益となるものは経費の対象外とします。

例) 個人で使用する物品、入場料など

※ 検討されている経費が上記一覧に該当するか否か不明な場合はご相談ください。

※ 各経費については、事業結果報告の際に領収書等の添付が必要となります。

10 令和5年度 市民提案型事業（ステップアップコース） 審査基準

1. 目的

審査では、提案を受けた事業内容が、市民提案型事業の趣旨に合った内容か、実現性と効果が高いか等の視点で審査を行います。

2. 評価項目

中原区市民提案型事業実施要綱に第7条に基づき、下記のとおり定める。

項目（配点）		審査にあたってのポイント
市民提案型事業趣旨の視点	事業の公益性 （5点×3）	・事業の目的及び成果が明確で、かつ公益性があるか
	事業の公平性 （5点×3）	・広く区民に開かれた事業であり、区民の共感・理解が得られる内容か ・事業の内容が他の団体や地域で取り組みやすい内容か
	どちらかで評価※ 【新規事業】 先駆性・新規性 （5点×2）	・提案内容に先駆性や新規性があるか
	【継続事業】 発展性 （5点×2）	・前年度事業の実施結果や反省を踏まえた事業の発展性を盛り込んでいるか
実現性と効果の視点	事業の独自性 （5点）	・区の既存事業として同様の取り組みがないか
	事業の具体性 （5点×3）	・事業の実施方法、スケジュール等が具体的に計画されており、達成が可能な事業であるか
	事業効果 （5点×3）	・出来るだけ効果を大きくする工夫を試みようとしているか
	事業の将来性 （5点×3）	・自立した事業展開に向けて、一般区民や他の市民活動団体、企業等とのネットワークを広げ、連携していく視点があるか ・事業が終了した後も、自立的な事業展開や発展的な取り組み、継続的な実施が期待できるか
	予算の適正性 （5点）	・経費の積算が、事業計画に対して適正に算定されているか ・効率的な執行により、コストを抑えているか
	団体の適正等 （5点）	・運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織か ・提案団体は、事業を実施する能力（人員、知識、経験、活動実績等）を有しているか

※ 新規事業と継続事業では評価項目が一部異なります。なお、継続事業については、実施回数の単純な増加は「発展性」に含まれません。

3. 審査方法

- 審査委員は各項目を5点満点で採点します。
- 評価項目は重要性に応じて点数の倍数を定め、合計100点満点で配点をしています。
- 各審査委員の採点に基づく点数の全合計点の多い順に選定の順位を決定します。
- 全合計点が総得点（100点×審査委員の人数）の6割に満たない事業は選定されません。

申請様式 記入例

申請日を記載してください。

令和 年 月 日

令和6年度 中原区市民提案型事業（スタートコース）企画提案書

川崎市中原区長 あて

団体名	とどろき000会
代表者	中原 一郎

事業名	スポーツを通じた〇〇〇事業		
予算 (A)	52,000 円	市負担額 (B)	20,000 円

活動目的	(どのような目的で団体を立ち上げた・立ち上げたいか) ※当てはまるものに○を 1. 社会貢献をするため 2. 仲間づくりのため 3. その他 () ※目的が要綱に合致している必要があります。 (なぜ取り組みたいか・そのきっかけは何か御記入ください)	
	事業内容	対象 <ul style="list-style-type: none"> ・主に区民 ・団体内 ・その他 () 手法 (具体的にやりたいこと) スポーツサークルを立ち上げ、運動好きな人たちが集まる場を作る。 活動内容: バスケやバレー等の球技でミニゲーム等を行う 活動頻度: 月2回(第1・第3土曜)18時~20時 7月~2月 計16回 活動場所: とどろきアリーナ 広報手法: 区内公共施設でのチラシの配布・団体HPでの広報
事業スケジュール	(年間の活動スケジュール等) 準備 (4) 月 ~ (7) 月 実施期間 (7) 月 ~ (2) 月 振り返り (3) 月 ~ (3) 月	
次年度以降の活動計画 (R7~9年度)	参加者を増やすことで団体としての収入を確保する。 参加者の意見を取り入れつつ、種目を増やして活動していきたい。	

実現可能性を高めるためにも、できるだけ詳しく記入してください。

※ この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。

※ この提案書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理を行うとともに、目的以外のものには使用いたしません。ただし、個人情報を含まない「団体名」「事業名」などについては、必要に応じ区ホームページ等で公開します。

事業経費積算書

事業名	スポーツを通じた〇〇〇事業
団体名	とどろき〇〇〇会

1 支出 (円)

	内容	金額	内訳
1	事業実施のために雇う活動スタッフ等の人件費		
2	講師・専門家、出演者等への報償・謝礼		
3	会議開催通知や資料送付に必要な切手代等		バスケットボール 2,500円(1個)×5個=10,000円 バレーボール 2,000円(1個)×2個=4,000円 ボール入れ等 1,800円
4	チラシ・ポスター・報告書の作成費や印刷費	2,000	参加者募集のちらし作成 単価4円×500枚=2,000円
5	消耗品等の購入費	15,800	
6	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用	32,000	●●体育館使用料 2,000円(1回)×16回=32,000円
7	会場等の使用料、機材等の賃借(レンタル)料等	2,200	参加者の保険
8	保険料等		
合計…A		52,000	

AとCの金額が一致するようにしてください

	内容	金額	内訳
1	参加料、保険料等	32,000	1人1回100円×1回あたり20人(予定)×16回=32,000円
2	寄付金等		
3	市負担金…B	20,000	
合計…C		52,000	

- ※ 免税事業者でない場合は、金額欄に税込み金額を記載してください。
- ※ 支出合計額 (A) と収入合計額 (C) が一致するようにしてください。
- ※ 市負担金 (B) の上限は、スタートコースは10万円、ステップアップコースは、1年目 50万円、2年目 30万円、3年目 20万円です。
- ※ 項目が多い場合は行を増やすか、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。
- ※ 経費として積算できるのは、提案する事業を実施するのに必要な経費の内、上記に掲げられている内容です。検討している経費が上記一覧に含まれるか否か不明な場合はご相談ください。
- ※ 各経費については、業務完了届の提出の際に領収書等の添付が必要となります。
- ※ 上記経費の内容は選考の評価項目の一つです。正式な金額については、事業が選定された後、決定することとします。

団体概要書（スタートコース）

団体名	(ふりがな) とどろき〇〇〇かい 名 称 とどろき〇〇〇会
	(団体ホームページのURL) これから立ち上げ予定
団体の所在地 ※団体事務所等 ※代表者自宅が団体の 事務所などの場合は その旨明記	(住所) 〒 000-0000 川崎市中原区小杉町00-000
	(電話/FAX) 044(744)0000
	(メールアドレス) 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
代表者	(ふりがな) なかはら いちろう 氏 名 中原 一郎
担当者	(ふりがな) かわさき たろう 氏 名 川崎 太郎
	(住所) 〒 000-0000 川崎市中原区小杉町0-000
	(電話/FAX) 090-1234-5678 (メールアドレス) 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
団体役員名簿	有 (任意様式で添付) / 無
設立年月 (活動開始年月)	令和 6 年 4 月
会員数	5 名
会費の有無	有 (200 円 年 月・一回) / 無

※ この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。

※ この団体概要書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理を行うとともに、目的以外のものには使用いたしません。ただし、「団体名」「事業目的」ほか個人情報を含まない情報は、必要に応じ区ホームページ等で公開します。

(あて先) 川崎市中原区長 所在地 **川崎市中原区小杉町0-000**
 団体名 **とどろき〇〇〇会**
 代表者氏名 **中原 一郎**

団体に関する確認書(スタートコース)

当団体は、次のすべての事項に該当していることを確認します。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えている(備えようとしている)団体であること。
- (2) 予算及び決算を管理している(管理しようとしている)団体であること。
- (3) 区長及び市民提案型事業審査委員会の委員が所属していない団体であること。
- (4) 活動を開始1年未満(これから活動を始めようとする団体を含む)の団体であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと。
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと。
- (9) (6)～(8)を確認するため、川崎市が本様式に記載された個人情報(氏名、住所)を神奈川県警本部に照会することについて同意すること。
- (10) 公序良俗に反しない団体であること。
- (11) 団体が応募する事業は、要綱第3条を満たしていること。
- (12) 上記各号のいずれかに該当しない又は該当しなくなったときは負担金の返金に同意すること。

【役員名簿】※下記情報が入っていれば、任意様式で御提出いただいても構いません。

役職名	氏名				生年月日				住所
	かな		漢字		元号	年	月	日	
会長	たかひら	いちろう	中原	一郎	S	55	12	31	中原区小杉町0-000
副会長	かわさき	はなこ	川崎	花子	H	1	10	19	中原区小杉御殿町0-000
会計	こすぎ	たろう	小杉	太郎	S	60	4	2	中原区新城0-000

令和6年度 中原区市民提案型事業（ステップアップコース）企画提案書

川崎市中原区長 あて

団体名	なかはら〇〇〇会
代表者	中原 次郎

事業名	〇〇〇〇〇〇〇事業		
予算 (A)	485,000 円	市負担額 (B)	485,000 円

事業概要	(どのような目的で事業を実施したいか) 中原区における環境対策を進めるために、・・・	
事業内容	対象	(どこで、誰になど) 区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、各家庭において…
	手法	(いつ、どのように、何をなど) 年間を通し、環境に配慮した取り組みを進めるために、セミナーを開催し啓発に努めると共に、〇〇〇〇の普及を促進する為に、〇月頃に〇〇〇〇を実施する。 セミナーの開催予定：●●について ●月 〇〇について 〇月 講師：◆◆ 活動場所：総合自治会館 会費：500円/人 広報手法：区内公共施設でのチラシの配布・団体HPでの広報
	目標	(目的とする結果、数値基準など) 〇〇〇〇については、〇回開催し、〇〇〇については、〇名程度の参加を見込む。
区役所に協力を依頼したいこと	(事業実施に伴う区役所の役割) 〇〇〇〇について、関係部署につないで、専門的なアドバイスを受けさせてほしい。	

事業スケジュール	<p>(準備期間、本実施期間、事業の評価などのスケジュール)</p> <p>○月上旬：契約締結 ○月～○月：企画準備 ○月～○月：参加者募集 ○月、○月、○月：○○の開催</p>
事業展開	<p>(事業終了後の資金調達等を含めた事業展開)</p> <p>今回の事業を通じて、地域における環境への取り組みを広げ、セミナー参加者や○○参加者が地域でのネットワークを広げ、活動を継続・拡大させていく。</p>

- ※ この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。
- ※ この提案書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理を行うとともに、目的以外のものには使用いたしません。
ただし、個人情報を含まない「団体名」「事業名」などについては、必要に応じ区ホームページ等で公開します。
- ※ 事業は令和5年度の予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。あらかじめ御了承ください。

団体概要書（ステップアップコース）

<p>団体名</p>	<p>(ふりがな) なかはら〇〇〇かい</p> <p>名 称 なかはら〇〇〇会</p> <hr/> <p>(団体ホームページのURL)</p> <p>http://www.〇〇〇〇.co.jp</p>
<p>団体の所在地 ※団体事務所等 ※代表者自宅が団体の 事務所などの場合は その旨明記</p>	<p>(住所) 〒 〇〇〇—〇〇〇〇</p> <p>川崎市中原区小杉町〇—〇〇〇〇 〇〇ハイツ1F</p> <hr/> <p>(電話/FAX) 044 (744) 〇〇〇〇</p> <p>(メールアドレス) 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p>
<p>代表者</p>	<p>(ふりがな) なかはら じろう</p> <p>氏 名 中原 次郎</p>
<p>担当者</p>	<p>(ふりがな) こすぎ はなこ</p> <p>氏 名 小杉 花子</p> <hr/> <p>(住所) 〒 211—〇〇〇〇</p> <p>川崎市中原区〇〇〇1-2-3-201</p> <hr/> <p>(電話/FAX) 044 (744) 〇〇〇〇</p> <p>(メールアドレス) 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp</p>
<p>団体役員名簿</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 有 (任意様式で添付) / 無</p>
<p>経費関係書類 ※前年度収支決算書等</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 有 (任意様式で添付) / 無</p>
<p>組織運営要綱 ※団体の定款・規約等</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 有 (任意様式で添付) / 無</p>
<p>設立年月 (活動開始年月)</p>	<p>平成〇年〇〇月</p>
<p>会員数</p>	<p>20 名</p>

会費の有無	有(2,000 円/年・月・一回) / 無
団体の活動目的	<p>当会は区内の〇〇と〇〇について学び、私たちが暮らす中原区において環境問題について考えるとともに、地域の人と情報を共有することを目的に活動しています。</p> <p>また・・・</p>
主な活動内容	<p>(活動目的を達成するために行っている日常的な活動内容)</p> <p>① 総会、年1回(5月頃)・・・昨年一年間の活動報告と今年一年間の活動方針と、新しい一年の活動方針、予算・決算の確認。</p> <p>② 定例会、月1回程度・・・現地学習会の反省と計画立案会議</p> <p>③ 現地学習会、月1回程度・・・区内外の環境活動などを中心に見学する。</p> <p>④ ほか必要に応じた活動</p>
近年の活動実績	<p>(これまでに市や他の公共団体などから助成や委託を受けた実績など)</p> <p>平成〇年度〇〇公益助成金(公益財団法人〇〇センター)</p> <p>平成〇年度〇〇〇〇補助金(公益財団法人〇〇の会)</p>

※ この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に必要事項を記入し提出してください。

※ この団体概要書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理を行うとともに、目的以外のものには使用いたしません。

ただし、「団体名」「事業目的」ほか個人情報を含まない情報は、必要に応じ区ホームページ等で公開します。

(あて先) 川崎市中原区長

所在地 **川崎市中原区小杉町0-000**

団体名 **なかはら〇〇〇会**

代表者氏名 **中原 次郎**

団 体 に 関 す る 確 認 書 (ステップアップコース)

当団体は、次のすべての事項に該当していることを確認します。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えている団体であること。
- (2) 予算及び決算を管理している団体であること。
- (3) 区長及び市民提案型事業審査委員会の委員が所属していない団体であること。
- (4) 原則として、1年以上継続して活動している団体であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている団体でないこと。
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（7）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体でないこと。
- (9) （6）～（8）を確認するため、川崎市が本様式に記載された個人情報をも神奈川県警本部に照会することについて同意すること。
- (10) 公序良俗に反しない団体であること。
- (11) 団体が応募する事業は、要綱第3条を満たしていること。
- (12) 上記各号のいずれかに該当しない又は該当しなくなったときは負担金の返金に同意すること。

【役員名簿】 ※下記情報が入っていれば、任意様式で御提出いただいても構いません。

役職名	氏名		生年月日				住所
	かな	漢字	元号	年	月	日	
会長	なかはら じろう	中原 次郎	S	55	12	31	中原区小杉町0-000
副会長	かわさき はなこ	川崎 花子	H	1	10	19	中原区小杉御殿町0-000
会計	こさき たろう	小杉 太郎	S	60	4	2	中原区新城0-000